

# 日本企業と利害関係者

— グローバル社会における権利と義務 —

水 村 典 弘

Japanese Business Corporation and its Stakeholders

— Rights and Duties in Global Community —

MIZUMURA Norihiro

## 1. はじめに

本稿の目的は、日本社会において、経済産業省と経済団体と日本企業が「企業の社会的責任」に強い関心を示すようになってきている背景を探り出すことにある。“corporate social responsibility”という英語に表現されているように、「企業の社会的責任」はともすれば個別企業の事業活動における所与の条件として捉えがちである。しかし、政主導への変化という時代の転換期にあって、経済産業省のみならず経済団体が「企業の社会的責任」を改めて唱和するようになった理由は何も日本国内において多発した事件だけではないはずである。

本稿は、現代のグローバル社会が、社会構成員としての個人または集団に無制限または一定の範囲内での権利能力を保障するようになってきているという状況認識の上に、日本企業における「企業の社会的責任」についての検討を加えるものである。

日本は官主導から政主導への変化という転換の時期を迎えるようとしているという見方が日本社会において一定の支持を獲得している。また、度重なる深刻な事件を経験して、日本国民がそれまで行政機関に寄せていた信頼感が危機的な状況に陥っている。日本国民に漠然としてではあるがしかし共通的に抱かれていたであろう不安感は官僚の裏切行為によって決定的なものとなる。とすれば、行政機関の影響力は低下傾向にあるという理解と予測が日本社会全体で共有されるようになったという事実もまた理解できる。そして、日本経済団体連合会（＝日本経団連）による政治献金の再開は政主導への歩を進めるであろう。

日本が歴史的な転換の時期を迎えるなかで、「企業の社会的責任」の促進に向けた官民協調体制の基礎が固められている。殊に最近、経済産業省は、「企業の社会的責任」の促進に向け

て積極的な姿勢を示している。具体的には、経済産業省は、「企業の社会的責任」の日本規格の作成に積極的に関与している。さらに、2003年4月7日には、経済産業省と経済産業研究所の合同研究会「企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する研究会」を発足している<sup>(1)</sup>。同研究会は、①資金の流れの変換(『預金からリスクマネーへ』), ②企業の社会的責任を喚起する効果, ③社会的に必要な投資を通じた経済活性化, という問題意識を共有して設立されている。

事態はあたかも日本企業を取り巻く環境が「環境経営」から「企業の社会的責任」経営に変化したように見える。具体的には、内部告発(“whistle-blowing”)を突破口として、企業不祥事(business scandals)の洗い出しが一巡したようにも一見思われる昨今の日本において、「企業の社会的責任」が再燃の様相を呈している。2003年3月には経済同友会が、「第15回企業白書(市場の進化と社会的責任経営—企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて—)」を発行している。また、2003年10月27日の新聞報道(「企業の社会責任規格化」, 日本経済新聞, 2003年10月27日付朝刊)によれば、日本企業8社(リコー, ソニー, 松下電器産業, オムロン, NEC, 資生堂, イトーヨー堂, 三菱商事[報道資料に準拠])と日本経団連と経済産業省は、日本規格協会(JIS)を事務局として据え、「企業の社会的責任」の日本規格作成に向けた作業部会の設置を発表したといわれている。同報道の内容を参考とすれば同規格は、2007年、国際標準化機構(International Organization for Standardization; ISO)において規格化予定の「企業の社会的責任」に関する規格に向けた発言力確保を意識しているという<sup>(2)</sup>。

日本国内におけるISO重視の背景には、EU重視という姿勢を読み取ることもできる。理由は、ISO制定の企業行動基準の累積導入件数が、欧州共同体(EU)の加盟国と日本では顕著な数値を示しているものの、アメリカでは低調だからである<sup>(3)</sup>。貿易という側面を見てもトヨタ自動車の欧州戦略を見て判るように、日本企業は、EUへの輸出拡大を図っている。また、資本調達という側面を見ても日本企業のなかには、上場証券取引所が既に多くのEU加盟国に所在している。たとえば、ソニー株式会社(Sony Corporation[以下ソニー株と略す])の上場証券取引所(日本国外の場合: ニューヨーク [アメリカ]・ロンドン [イギリス]・パシフィック [アメリカ]・パリ [フランス]・フランクフルト [ドイツ]・デュッセルドルフ [ドイツ]・ブリュセル [ベルギー]・ウィーン [オーストリア]・トロント [カナダ]・シカゴ [アメリカ]・スイス [スイス]証券取引所[2002年9月30日時点])には、EU加盟国が多数を占めている。同社の国別売上高構成比(日本[28%]・アメリカ[32.2%]・欧州[22.3%]・その他の地域[17.5%]—[2002年9月30日時点])においても、EUの比率は高い。「企業の社会的責任」の気運が日本国内で高まっている背景には、日本企業ならびに経済産業省におけるEU重視という姿勢を抜きにして論じることはできないであろう。

日本国内には、社会的責任投資(Socially Responsible Investing; SRI)の気運が高まっている。こうした状況は、一部の報道において、SRIに関する客観的事実(=数値)を歪曲して

伝えるという姿勢にも表れ出ている。たとえば、日本で報道されている事実に比較して、アメリカ・EU加盟諸国・イギリス国内の機関投資家の運用資産額に占めるSRIの割合は少ない。また、日本国外の機関投資家の設立経緯と歴史的背景の検討や、行政機関主導のSRI勧奨政策等の紹介も差し置かれているように見受けられる。ここに、日本国内で報じられているSRIに関する情報は伝言ゲームの様相を帯びている<sup>(4)</sup>。同レポートとアメリカ・EU加盟諸国・イギリス国内において刊行された資料を照らし合わせて見れば、アメリカ国内の機関投資家の運用資産額に占めるSRIの割合は10%程度であり、イギリスに至っては数パーセントにすぎないという事実が判明する。しかしながら、実態は別として、日本国内においては、「企業の社会的責任」の普及と定着に向けた努力が重ねられてきているというのが実態であろう。

以上の内容を総合的に判断すれば、日本社会には、「企業の社会的責任」の促進に向けた官民協調体制を見る。と同時に、一部の報道機関もまた「企業の社会的責任」の普及と定着に向けて強い関心を示している。しかし、「企業の社会的責任」の気運が日本国内で高まってきている背景には、日本社会において観察可能な事実だけではなく、日本企業において緊急に解決すべき課題の性格が変化してきているという事実がある。世界各地の人々のあいだに徐々にではあるがしかし確実に浸透しつつある権利意識である。権利意識に絶えず自覚的であり、権利意識の普及をいわば国家の理念として掲げ、権利意識の浸透に向けても先取的に取り組んできている代表的な国家はアメリカであろう。権利尊重の潮流は、現代の資本主義社会を基軸としながらも、世界的な潮流になっているといつても過言ではない。世界科学会議（World Conference on Science）の成果報告書「21世紀に向けた科学－新たな公約－」（*Science for the Twenty-First Century: A New Commitment*）のなかで謳われているように、21世紀の社会は、人間尊重と、人間の根源的な権利の尊重と、現在世代が未来世代に負うべき責任の重視という指針の実現に方向付けられている<sup>(5)</sup>。

## 2. 日本企業における利害関係者の存在認識

現代の資本主義社会を基軸として、社会構成員としての個人または集団には、無制限または一定の範囲内での権利能力が保障されている。そして近年、社会構成員としての個人または集団のなかでも、とりわけ「企業に対して正当な請求権の保有を主張する個人または集団」が、当該企業の利害関係者（“stakeholder/stakeholder”）として認識されるようになってきている。

作業仮説1：利害関係者という表現は、日本国内で広く一般的に受け容れられてきているものの、アメリカ国内では異なる意味合いを持っている。

若干の個人差と社会意識の差という条件を付す必要はあるものの、広く一般的に、利害関係者という表現は日本国内において積極的に受け容れられてきている。他方、アメリカ国内において、利害関係者という表現は少なくとも日本国内の用法とは異なる意味合いを持っている。

世代や価値観は別として、“stakeholder”という英語は、直情徑行かつ急進的な団体というニュアンスを言外に含み持っている。このような状況を推し量る上で、アメリカ経営者協会(American Management Association; AMA)の機関誌“*Management Review*”の該当号(Vol.68, No.11, 1979)の表紙は示唆に富む。同表紙には、イギリスの作家ジョナサン・ス威フト(Jonathan Swift)作の文明批判小説『ガリヴァー旅行記(Gulliver's Travels)』(1976年刊行)の主人公ガリヴァーに模された経営者を杭と紐で捕捉した図柄が掲載されている。利害関係者に擬せられた体長15センチ程の小人が、経営者に擬せられた体長20メートルの巨人を杭と紐で取り押さえているのである。利害関係者という表現が日本国内の用法とは異なる意味合いを持っていると推測する理由の一端はここにある。

しかし近年に至っては、利害関係者という表現は直情徑行かつ急進的な団体というニュアンスはもはや薄れている。最大の要因は、直情徑行かつ急進的な団体とかつて表現されていた団体の存在と活動に対して法的・社会的合意が形成されたからである。アメリカ社会とアメリカ企業における意識の変化の程度は、GM(General Motors Corporation)の文書「持続可能性とGM」(*Sustainability and GM*)の「GMと利害関係者との関係」(Stakeholder Relationships)という項目の記載内容から読み取ることができる。「我々は、グローバル市場での地位向上を目的として、様々な団体との協力関係の構築に向けて戦略的に努力している。我々は、我が社の利害関係者から提出された意見に価値を置き、環境保護団体、『自動車の安全性に関わる団体』(safety organizations)、学術研究団体、地域住民によって構成された団体などが実施する極めて厳密な検査の実施に向けて積極的に協力している。また、我々は、地球全体と視点と、課題事項(例；経済関連の課題事項、環境関連の課題事項、社会関連の課題事項)の管理[issues management]という視点に立って、様々な地域や国の考え方の価値を置いている。<sup>(6)</sup>」GMの文書の内容は、現在のアメリカ企業と利害関係者間の関係を推し量る上で示唆に富む。

作業仮説2：利害関係者は、典型的には、株主、顧客、社員、調達先(サプライヤー)、ビジネスパートナー、地域社会、その他の機関を指して用いられている。

日本企業において発行された各種報告書の内容には、発行企業と利害関係者の関係についての記述を見る。企業に応じて内容は異なるものの、形式的には、発行企業の利害関係者を提示した上で、発行企業と利害関係者の関係について言及するというものである。典型的には、ソニー(株)の場合、「社会・環境活動報告(2003年3月期)」(*Corporate Social Responsibility*

*Report 2003*)には、次のような文言が記されている。「ソニーは、その事業活動が、さまざまな形で社会に影響を与えており、株主、顧客、社員、調達先(サプライヤー)、ビジネスパートナー、地域社会、その他の機関を含むステークホルダー(利害関係者)の方々の関心に配慮して経営を行うことが大切だと考えています。<sup>(7)</sup>」日本企業の場合、各社に若干の内容の差異を認めることができるもの、作業仮説2において提示した内容とほぼ同様である。

作業仮説2は、利害関係者の分析的定義として捉えることができる。理由は、利害関係者の存在が分析的に認識されているからである<sup>(8)</sup>。利害関係者の分析的定義の特徴は、利害関係者として推定可能な個人または集団に、たとえば、株主、顧客、社員、調達先(サプライヤー)、ビジネスパートナー、地域社会、その他の機関という地位を付与するという点である。とすれば、利害関係者の分析的定義の内容は、利害関係者の現象的把握を目的として構成されているといえよう。この場合、利害関係者として推定可能な個人または集団は複数種類実在するという見方が成立する。しかし、利害関係者の分析的定義には、解決すべき課題が残されている。

課題の第1は、時代や状況の変化とともに、利害関係者の包括領域に限界が生じるという点である。作業仮説2を引証として、たとえば競合他社、NGO・NPOが欠如しているという見方が成立した場合、当該企業における利害関係者の分布図に加筆または修正の必要が生じる。課題の第2は、利害関係者として推定可能な個人または集団が複数種類の利害関係者としての地位を獲得するという点である。たとえば、不特定多数の個人(a)が、特定企業の株主としての地位だけではなく、社員としての地位と、消費者としての地位と、NPOの構成員としての地位を同時期に取得した場合、可能性として、当該企業の株主、従業員、消費者、NPOの構成員という地位の区別はほとんど意味を持たなくなる。当該企業の利害関係者は、株主、従業員、消費者、NPOの構成員という地位を取得した(a)を措いて他には存在しないからである。このように、利害関係者の分析的定義は、利害関係者の現象的把握という点において特徴的であるが、利害関係者の包括領域の限定性という点において解決すべき課題を残している。

**作業仮説3：利害関係者とは、社会構成員としての個人または集団のなかでも、とりわけ「企業に対して正当な請求権の保有を主張する個人または集団」を指して用いられている。**

作業仮説3は、利害関係者の総合的定義として捉えることができる。理由は、利害関係者の存在が総合的に認識されているからである<sup>(9)</sup>。利害関係者の総合的定義の特徴は、利害関係者として推定可能な個人または集団を利害関係者として認識する点である。利害関係者の構成要件に関する代表的学説として、Carroll and Buchholtz(2003)は、権益(interests)・持ち分(share)・要求(claim)・所有権にもとづく法的請求権(legal claim of ownership)

を提示している<sup>(10)</sup>。利害関係者の総合的定義の内容は、利害関係者の恒常的把握を目的として構成されている。ここに、利害関係者として一括可能な個人または集団が存在するという見方が成立する。なお、利害関係者の構成要素は、個別企業・企業グループ・業界によって異なる。また、利害関係者の構成要件は、地理的条件（例；国家・州〔例；アジア・アメリカ・EU諸国など〕）という空間軸において異なり、過去・現在・未来という時間軸においても異なる。

**作業仮説4：利害関係者の存在認識の主体としては、①利害関係者・②企業・③社会一般を想定できる。**

誰が利害関係者の存在を認識するのかという論点に関して、第1に、利害関係者を認識主体として想定すれば、企業に対して正当な請求権の保有を主張する個人または集団はその人自体（それ自体）を対象企業の利害関係者として認識する。しかし事実として、企業に対して正当な請求権の保有を主張する個人または集団がいわば自己本位にその人自体（それ自体）を対象企業の利害関係者として認識する場合もある。第2に、企業を認識主体として想定すれば、企業は自社に対して正当な請求権の保有を主張する個人または集団を利害関係者として認識する。第3に、社会一般を認識主体として想定すれば、社会一般は企業に対して正当な請求権の保有を主張する個人または集団を利害関係者として認識する。

いずれの立場も論理的かつ実証的に正当化可能である。理論的には、企業と利害関係者の相互承認が望ましい。しかし現実的には、利害関係者本位の利害関係者認識という可能性は否定できない。同様に、企業本位の利害関係者認識という可能性もまた否定できない。利害関係者本位の利害関係者認識によって導き出されるであろう結果と、企業本位の利害関係者認識によって導き出されるであろう結果を考え合わせれば、いずれかの偏重を避けた途を探る必要がある。このような道を探る上で、第3の立場は意味を持つ。企業と利害関係者間の関係は、当事者間の相互承認を必要とするだけではなく、第三者からの確かな承認を必要とするからである。企業と利害関係者間の関係が社会全体の支持を必要とするという主張の根拠はここにある。

### 3. 日本企業のグローバル化と現地社会における権利意識の高揚

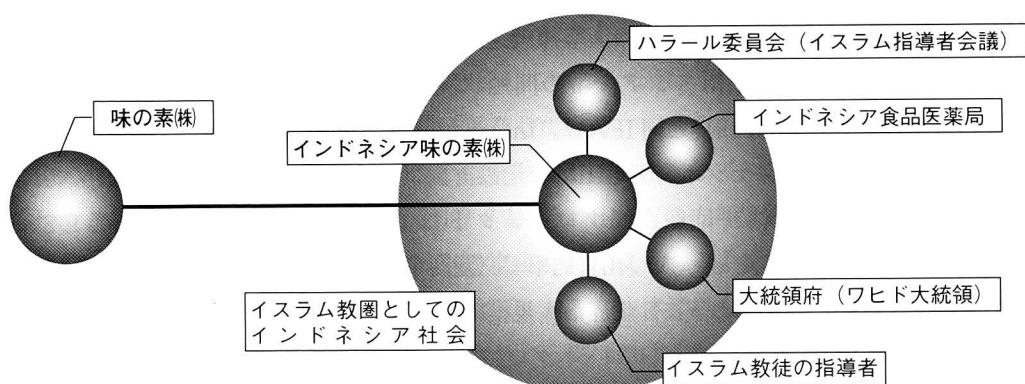
近年、日本企業のグローバル化と相前後して、権利意識が進出先国の社会構成員のあいだに徐々にではあるがしかし確実に浸透している。特に、日本企業の事業活動がアジア地域において展開される場合、現地社会における権利意識の高揚は、日本企業に新たな課題を提示するようになってきている。こうした事態に直面して、日本企業は、企業に対して正当な請求権の保有を主張する個人または集団を、進出先国の利害関係者というフレームワークにお

いて認識するという状況に迫られている。と同時に、日本企業は、企業に対して正当な請求権の保有を主張する個人または集団を、進出先国以外の第三国の利害関係者というフレームワークにおいて認識するという事態に迫られる場合もある。本稿は、前者の典型的な事例として、「味の素ハラール事件」の内容を紹介する。また、後者の典型事例として、「三菱ボイコット」（“Mitsubishi: Don’t Buy It” Campaign）の事実経過を紹介する。

### 3-1. 事例：「味の素ハラール事件」

日本企業の行動様式は、進出先国の利害関係者の行動様式によって規定される場合がある。典型事例として、「味の素ハラール事件」が記憶に新しい。ハラーム (hara:m) は、イスラム法の禁止事項であり、非合法を意味する。また、ハラール (halal) は、イスラム法において合法を意味する。なお、「味の素ハラール事件」の事実経過に関する極めて詳細な分析は、伊藤文雄教授による事例研究「インドネシアにおける『味の素ハラール事件』」である<sup>(11)</sup>。事件の概要に関して、味の素株式会社 (Ajinomoto Co., Inc [以下、味の素(株)] ) のプレスリリース（味の素(株)『インドネシアにおけるハラール問題について』、2001年1月6日発行）には、次のように記されている。「2000年9月、インドネシアで、ハラールの認証更新時のハラール委員会（＝イスラム指導者会議〔執筆者注〕）の査察において、グルタミン酸ソーダ生産のための菌の保存用培地に、豚由来の酵素を触媒として作られた大豆蛋白分解物質が一部使用されていることが指摘されました。」その後、2001年1月、インドネシア味の素株式会社 (P.T. Ajinomoto Indonesia) 製造の “AJI-NO-MOTO” がハラール不適合との指摘を受け、インドネシア当局より製品回収を指示されている。また、同事件に関連して、味の素(株)の現地社員が現地の警察に身柄を拘束されている。

（図表1）「味の素ハラール事件」における利害関係者の分布状況



（出所）執筆者作成

インドネシア国内における複雑な政治的要因を別にすれば、「味の素ハラール事件」は、利害関係者の行動様式が、①イスラムという宗教システムと、②イスラムを規範とするインドネシア国民の価値観と、③イスラムによって形成された国家の政治システムなどによって規定されているという事実を示している。「味の素ハラール事件」における利害関係者の分布状況は、前頁の図表1のように整理できる。その後、味の素株の江頭社長は、日経産業新聞(2003年10月29日付)のインタビュー記事(『安全』『安心』ブランドの両輪)に、次のようなコメントを寄せている。「科学的には商品に豚の酵素は入っていない。しかしいくら安全だと唱えても消費者に安心感を持ってもらい、買ってもらえなければ意味はない。だから企業としての行動規範が重要になる。商品を回収し、製法も変えた。ブランドを守るには、理屈で押し切るのではなく、顧客の立場に立つ柔軟さと行動が必要だ。今、インドネシアでは事件前より味の素が売れている。」

### 3-2. 事例：「三菱ボイコット」

日本企業の行動様式は、進出先国以外の第三国の利害関係者の行動様式によって規定される場合がある。「三菱ボイコット」は、世界各地に点在していた問題をインターネットを媒介として吸収しながら、結果として、問題発生地区の住民に権利意識を植え付けることとなった象徴的なボイコットとして知られている。同ボイコットの特徴は、WWW (World Wide Web) を通じてインターネット上に発信された各国の問題状況が、たとえばアメリカ・イギリス・日本などで組織された団体主導の権利啓発活動に力を得て、環境問題や、先住民族および動物の権利侵害として、インターネットに再発信されたという点に認めることができる。事実の経過は以下に示す通りである。

1980年代、マレーシア政府と三菱商事株式会社 (Mitsubishi Corporation [以下、三菱商事株]) は、マレーシア・サラワク州において熱帯雨林伐採を進めていた。環境保護団体RAN (Rainforest Action Network) と先住民族擁護団体 Survival International は、サラワク州における熱帯雨林の保護と同地区の先住民族の人権擁護を争点として、「サラワクキャンペーン (= サラワク州における先住民族の人権擁護運動)」("Campaign Sarawaku") を先導した。

1990年代に入って、東南アジア一帯の問題状況は、環境保護団体NRDC (Natural Resources Defense Council) と同IFAW (International Fund for Animal Welfare) の関心事であった「サンイグナシオ潟製塩工場の建設計画 (= 通称：メキシコ新規塩田プロジェクト)」の反対運動と結び付く。同プロジェクトは、メキシコ国内の合弁企業ESSA (Exportadora de Sal, S.A. de CV [出資比率：三菱商事株49%・メキシコ通商産業省51%]) が、メキシコ政府との合意の下に、世界最大規模の塩田建設を計画するものであった。ESSAは、1976年からメキシコ国内のゲレロ・ネグロにおいて塩田事業を営んできており、今回の建設計画の発表は同施設の拡張計画という側面と新規塩田計画という側面を兼ね備えていた。

「メキシコ新規塩田プロジェクト」の予定地であったサンイグナシオ潟は、メキシコのバ

ハ・カリフォルニア半島に所在し、カリフォルニアグレー鯨の繁殖地として広く知られている。1993年、サンイグナシオ潟は、ユネスコ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization; UNESCO) から世界遺産に指定されている。但し、ESSA の塩田開発計画の予定地は、緩衝ゾーン (= 産業活動が一切禁止されている生物保護区域・中核ゾーンの周辺 [執筆者注]) にあった。したがって、ESSA の塩田開発計画には、世界遺産指定地域の中核ゾーンの生態系に影響を与えないという条件が課せられていた。

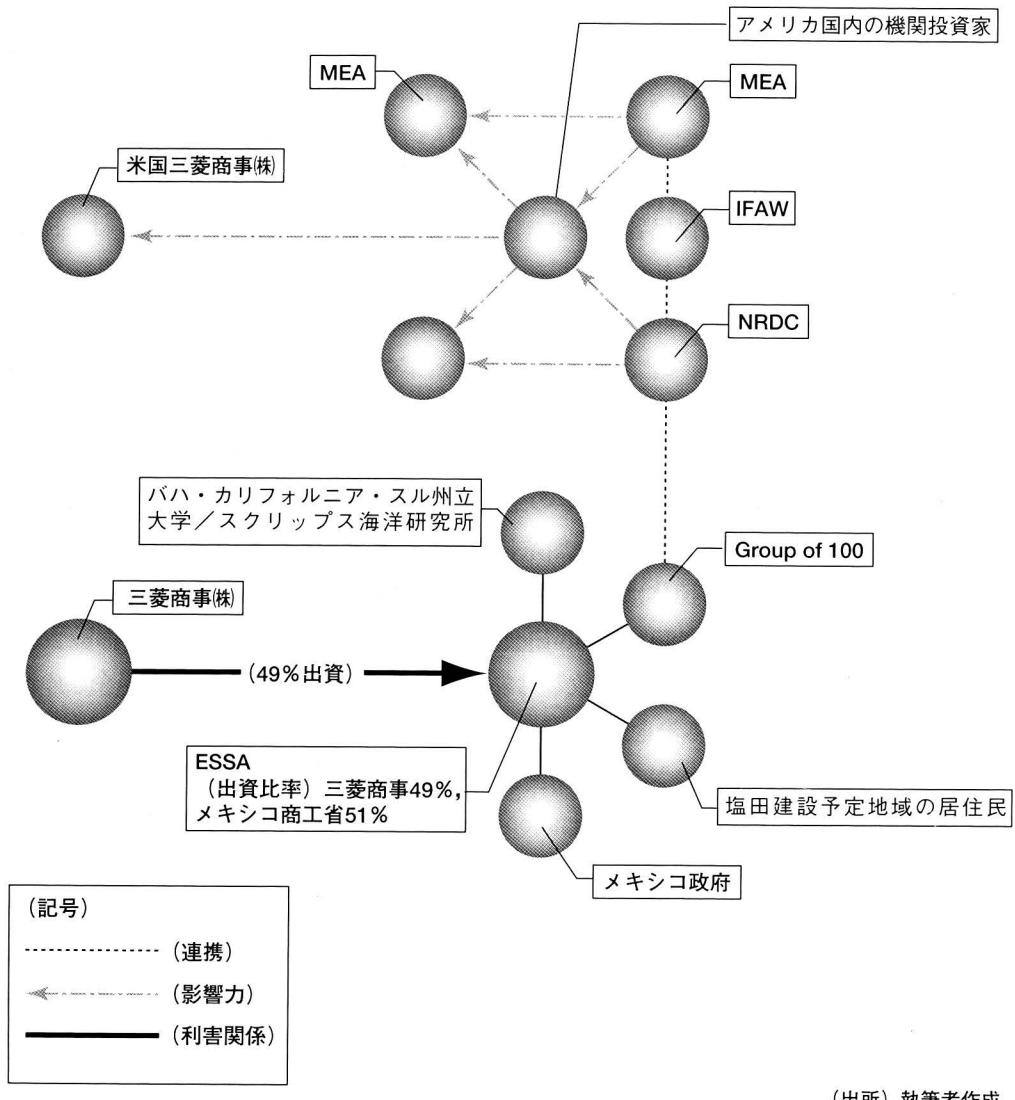
1995年、建設予定地付近の住民とメキシコ国内の環境保護団体“Group of 100”は、ESSA の開発計画に対して抗議活動を展開した。その後、NRDC と IFAW の協力を得て組織された「サンイグナシオキャンペーン (= サンイグナシオ潟保護運動)」(“Campaign San-Ignacio”) は、インターネット等を駆使して、メディアキャンペーンを広範囲かつ長期的に展開した。具体的には、NRDC と IFAW は、新聞ならびにテレビでキャンペーン広告を流し、インターネット上にサンイグナシオ型の生態系の保護を訴える内容のホームページを立ち上げる等の抗議活動を展開したのである。同キャンペーンの主張は、「塩田から排出されるであろう高濃度の塩水が、コククジラやウミガメなどの生態系に影響を与える」という内容であった。

同キャンペーンに賛同する団体は、「スリーダイヤ・マーク (“Three Diamonds”)」を掲げた三菱系企業（例：MEA [Mitsubishi Electric America]・MMMA [Mitsubishi Motor Manufacturing of America, Inc.]）を攻撃対象とした。さらに、事態は、三菱系企業の株式を保有していた機関投資家をも巻き込むこととなる。同キャンペーンは、アメリカ国内に徐々にではあるが確実に形成されつつあった世論を加速させた。時期を前後して、1996年、女性の権利拡張団体 NOW (National Organization for Women) は、MMMA におけるセクシャルハラスメントの告発に踏み切る。

1997年9月、ESSA は、メキシコ国内のバハ・カリフォルニア・スル州立大学やアメリカ国内のスクリップス海洋研究所 (Scripps Institution of Oceanography) などの研究機関に環境影響アセスメント (Environmental Impact Analysis; EIA) を依頼した。同アセスメントは、2000年2月、「生態系への影響はない」という結論を出している。また、1999年12月に、ユネスコ世界遺産委員会は、「科学的データによれば、鯨の成育状況は危機的なものではなく、その数は増えている」という見解を示している。なお、同委員会は、「世界遺産地域の生態系と景観の保全」についても同時期に言及している。

1999年9月、NRDC と IFAW は、他の環境保護団体と連携して、三菱グループ各社の商品を対象としたボイコットを開始した(図表2参照)。IFAW の内部資料によれば、次のような戦略が採用されたという。「100万人以上の塩田計画に反対する手紙を三菱という名が付く企業に差し出した。カリフォルニア州の行政下にある自治体40以上の市において、塩田計画に抗議する決議が通過した。年金基金15団体が、三菱における塩田計画を阻止するために極めて重要な役割を果した。30人以上の自然学者と、環境保護団体相互の連携行動 (メキシコ国内の50の団体を含む) は、画期的な結論を目標として掲げながら、統合的な努力の輪を広

(図表2) 「サンイグナシオキャンペーン」と利害関係者の分布状況



げた。」一連の事態は、その後に「三菱ボイコット」と呼ばれる。

1999年10月25日、三菱商事(株)は、News Release「メキシコ新塩田関連『三菱』ボイコット運動に関するコメント」を発表した。「米国時間10月22日(金)にIFAW(国際動物愛護基金)は記者会見し、米国の投資信託会社15社がメキシコ政府と三菱商事が計画している新塩田プロジェクトに反対して三菱グループ各社の株を購入しないことを決めたと発表しました。また、同基金は三菱グループ各社の商品不買運動も呼びかけています。新塩田プロジェクトの詳細は下記のとおりですが、メキシコ政府と三菱商事は、年末にも結論が出る環境影響度調査で、本プロジェクトが環境に影響を与えるものではないとの結論が下されない限り、

計画に着手しないとの立場を再三言明しており、そのことは環境団体も知っています。にもかかわらず、調査結果が出る前に、ボイコット運動を呼びかけることは全くアンフェアードです。また、環境団体には、他三菱グループ各社は本プロジェクトに関係が無いと説明しているにもかかわらず、これらの会社までをもボイコットの対象とすることも理不尽です。下記の詳細をお読み頂き、本プロジェクトについて正しくご理解を頂くと共に、三菱商事が十分環境に配慮して事業を進めていることをご認識頂きたく、お願い申し上げます。(以下省略)<sup>(12)</sup>」

2000年3月2日、メキシコのセディジョージ大統領(当時)は、塩田計画の中止を通告した。セディジョージ大統領の通告を受けて、メキシコ通商産業省長官兼ESSA取締役バランコは、「三菱商事は、メキシコ政府の決定を完全に支持するものである」と述べたという。メキシコ政府の発表を受けて、2000年3月3日、三菱商事(株)は、News Release「メキシコ新規塩田プロジェクト」の中止を発表した。「三菱商事、メキシコ政府及び両社の合弁会社であるESSA社は、メキシコのサンイグナシオ地方で計画していた新規塩田プロジェクトを推進しない事を決定いたしました。新規塩田に関しましては、我社はこれまで、『環境影響評価を実施中であり、同調査で、本プロジェクトが環境に影響を与えるものでないとの結論が下されない限り、計画に着手しない』、との立場を繰り返し表明してきました。今回の決定は、先頃完成した環境影響評価でプロジェクトが鯨を含む環境に影響を与えないことが科学的に証明されたものの、ユネスコをはじめとする複数の責任ある団体が、新規塩田の建設により現状の景観が変貌することに伴って、地域全体としての環境価値が変化することに対して強い関心を示しており、この問題をメキシコ政府・ESSA社並びに我社が重視し、環境に関する極めて高次元の判断を行なったことによります。ESSA社は今後も、西半球野鳥保護ネットワーク、アメリカ野鳥保護会やその他の環境団体などとともに既存塩田を中心にゲレロネグロに形成されている豊かな生態系の更なる充実へ努力を傾注していく方針であり、我社はESSA社の株主として、メキシコ政府とともに、こうしたESSA社の活動方針を支援して参ります。尚、今回の新規塩田開発計画を中止する決定が既存塩田の現生産に影響することは無く、今後とも安定的に同社製品が我社顧客に供給されます。<sup>(13)</sup>」「メキシコ新規塩田プロジェクト」の中止発表と同時に、サンイグナシオ潟の一帯は、世界遺産およびメキシコの自然保護区として指定された。

「メキシコ新規塩田プロジェクト」の経過については、日本の経済産業省発行の「平成13年版『通商白書』」に紹介されている。通商産業省は、同プロジェクトがたどった詳細な経緯を示した上で、「本件は、NGO活動のネットワーク化を示す好例と言えるだろう」という見解を示している<sup>(14)</sup>。また、三菱商事(株)取締役社長は、『地球と社会へのコミットメント』(2001年8月に公表)において、「環境NGOなどの社外のパートナーと共に地球環境に寄与する活動を継続的に実施しています」という見解を示している。さらに、2003年度の三菱商事(株)の経営方針『MC2003』には、『新たな価値創造への挑戦』というキーワードが掲げられている。同方針には、次の文言が記載されている。「変化の波に対応し、すべてのステークホルダーか

ら評価されるような高い企業価値の創造を目指しています。人に、社会に、地球環境に対して調和のとれた社会的価値を提案し、実践していくことこそ、私たちに求められる価値創造のプライオリティであり、存続可能な社会の実現に向けた最初のステップです。」

「三菱ボイコット」の事実経過は、現在の日本企業に向けて、次のような見地に立って検討する必要がある。第1に、日本企業の行動様式は、進出先国以外の第三国の利害関係者の行動様式によって規定されるようになってきている。殊に近年、進出先国において発生した様々な権利侵害問題が、WWWを通じて、世界に発信されるようになってきている。そして、世界に発信された問題状況は、たとえばアメリカ・イギリス・日本などで組織された団体によって主導された権利啓発活動を経て、環境問題や、先住民族および動物の権利侵害という問題に置き換えられて世界に再発信される場合がある。さらに言えば、社会構成員に認められた権利を積極的に主張する団体の活動は、国家と巨大企業間で締結された決定を変更する程の発言力を有するようになってきている。「三菱ボイコット」の事実経過はこのような時代思潮の変化を典型的に示す事実であろう。第2に、日本企業は、社会構成員に認められた権利を積極的に主張する団体との連携を積極的に採るようになってきている。「三菱ボイコット」を契機として、三菱商事(株)は、環境NGOの存在を「社外のパートナー」として認識した上で、同様の性格を有する団体との協調姿勢を明確に示している。このことは、たとえば環境NGOのような性格の団体が企業の利害関係者としての社会的な正当性を獲得したという事実を示唆するものであり、企業と、環境NGOのような性格の団体相互の協調関係が企業の存続の条件となってきているという事実を示唆するものである。

#### 4. 結びに代えて

最近の日本において、いわゆる「企業の社会的責任」が広範囲の関心を集めこととなつた背景には、日本企業のグローバル化と、日本企業において解決すべき課題事項(issues)の多様化を読み取ることができる。現実を見ても判るように、日本企業の行動様式が進出先国の利害関係者の行動様式によって規定されるようになってきているだけではなく、状況によつては、第三国の利害関係者の行動様式によっても規定されるようになってきているからである。日本企業のなかでも、とりわけグローバル企業が「企業の社会的責任」に積極的な関心を示すようになってきている最大の理由はここにある。

現在の日本企業が解決すべき課題は、たとえていえば「内なる国際化」の進展ではないだろうか。日本企業がグローバル社会において置かれている立場を無視して、「企業の社会的責任」の浸透を日本国内において図れば、何らかの不具合が生じるであろう可能性もまた否定できない。グローバリゼーションという名の下に、いわゆる「欧米の価値観」が日本国内に流入したとしてもそれが表層的な定着に終始するといった事態は避けなければならない。

最近の経営学研究の動向として、社会意識の高揚という状況認識を根拠として、企業の行

動様式にいわば「民意」を反映させるという内容を含む権利義務に関する合理的な論拠が提出されてきている。「民意」という表現は極めて広範な意味を持っている<sup>(15)</sup>。「民意」が日本社会の構成要素たる人の意思を指して用いられていると仮定すれば、私法人としての企業に対する権利侵害の可能性がある。同様の問題は、「民意」が日本社会全体の総意を指して用いられている場合にも発生する。今更に指摘するまでもなく、日本社会全体の総意は世論調査以外にそれを探り当てる術はない。したがって、「民意」が世論を指して用いられているとしても、調査主体と調査項目の恣意性は排除できない。世論の形成に関して、政府機関ならびに報道機関が影響力を行使する可能性が否定できないからである。

日本企業の行動様式は一見「民意」を所与の条件として受け容れてきているように見ることもできるものの、しかし「民意」の所在は曖昧模糊とし実際把握は容易ではない。殊に、最近時点の日本国内の報道姿勢において顕著に表れ出てきている事実として、「民意」が報道機関によって恣意的に形成される場合がある。ここに、「民意」の所在は不明瞭となる。

また、「民意」が株主総会の議決権保有者、すなわち株主の意思を指して用いられていると仮定したとしても、問題状況は解決しない。理由は、法の適正手続 (due process of law) を経ているとはいえ、「民意」は株主の意思に代表されるわけではないからである。同様の理由は、「民意」が公権力に代位可能な組織（例；市民団体・NGO・NPO）の意思を指して用いられる場合にも当てはまる。理由は、「民意」は公権力に代位可能な組織によって代弁し尽くされることはないからである。殊に近年、同様の性格を兼ね備えた組織は、市民社会の意見を代表する組織として、いわばCSOとしての地位を確立している。同様の性格を有する団体には、「権力の集中機構」に対する拮抗力（＝カウンターベイリングパワー）としての機能が期待されている。しかし実効性に関しては若干の疑問も残されたままである。

現時点の日本における「民意」の所在は依然として曖昧模糊とし実際把握は容易ではない。民意の所在に関して、現時点において最も説得力のある回答は、日本企業の行動様式に対する民主的選好は默示のうちに表明されているという見方である。このように、日本企業の行動様式には日本社会全体の暗黙の合意が形成されていると仮定すれば、日本企業の行動様式は経営者のリーダーシップに今後も依存することとなる。

## 註

- <sup>1</sup> <http://www.rieti.go.jp/users/uesugi-iichiro/financial-flow/>, (2003年10月14日アクセス)
- <sup>2</sup> 「月刊アイソス（特集「第三世代のマネジメントシステム－CSR－」）」（第68号〔2003年7月号〕）には、経済産業省産業技術環境局標準課の矢野友三郎氏への取材記事が掲載されている。（月刊アイソス編集部「CSRは21世紀資本主義の重要な思想－トップの理解と社員教育が鍵－」，第68号，2003年，20-22頁。）
- <sup>3</sup> International Organization for Standardization, **Press Release 2003**,  
<http://www.iso.ch/iso/en/commcentre/pressreleases/2003/Ref864.html>, (2003年10月14日アクセス)
- <sup>4</sup> ジェイ・ユーラス・アール株式会社,「社会的責任投資(SRI)の実態とIR上の対応について」, <http://www.j-eurusir.com/corporate/pdf/ir030916.pdf> , 2003年9月16日。
- <sup>5</sup> UNESCO World Conference on Science, **Science Agenda-Framework for Action**. <http://www.unesco.org/science/wcs/eng/framework.htm>. (有本健男「知の大競争と科学のガバナンス」坂井利之・東倉洋一・林敏彦〔編著〕『高度情報化社会のガバナンス』NTT出版, 2003, pp.190-219.)
- <sup>6</sup> GM. **Sustainability and GM : Stakeholder Relationships**. [http://www.gm.com/company/gmability/sustainability/reports/01/sustainability\\_and\\_gm/stakeholder/index.html](http://www.gm.com/company/gmability/sustainability/reports/01/sustainability_and_gm/stakeholder/index.html), 2003年11月9日。
- <sup>7</sup> ソニー株式会社「社会・環境活動報告（2003年3月期）」p.14.
- <sup>8</sup> Freeman,R.E. and Reed,D.L. 1983. Stockholders and stakeholders: A new perspective on corporate governance. **California Management Review**, Vol.25, No.3, pp.93- 94.
- Donaldson,T., and Preston,L.E. 1995. The stakeholder theory of the corporation: Concepts, evidence and implications. **Academy of Management Review**, Vol. 20, No.1, p. 84.
- <sup>9</sup> Kenneth E. Goodpaster. Business Ethics and Stakeholder Analysis, **Business Ethics Quarterly**, Vol.1, No.1, 1991.
- <sup>10</sup> Archie B. Carroll and Ann K. Buchholtz, **Business and Society: Ethics and Stakeholder Management**. Ohio: South-Western. 2003. p.70.
- <sup>11</sup> 伊藤文雄「インドネシアにおける『味の素ハラール事件』」「青山マネジメントレビュー」, No.2, 2002年, 62- 71頁。
- <sup>12</sup> 三菱商事株式会社, News Release「メキシコ新塩田関連『三菱』ボイコット運動に関するコメント」, <http://www.mitsubishi.co.jp/ndesk/newsr/991025.html>, 1999年10月25日。
- <sup>13</sup> 三菱商事株式会社, News Release「メキシコ新塩田プロジェクトの中止決定について」, <http://www.mitsubishi.co.jp/environment/news/000303.htm>, 2000年3月3日。
- <sup>14</sup> 通商産業省, 平成13年版「通商白書」, <http://www.metigo.jp/hakusho/tsusho/soron/H13/COL007.html>
- <sup>15</sup> 代表民主制という制度のもとで, 政府には, 民意を政策に反映させるという内容の権利義務が課せられている。政府は, 利益団体から民意を広範囲に吸収した上で, 政策立案を経て, 政策実行に至る。

(みずむら のりひろ 本学一般教育部社会系科目担当非常勤講師)